

- 不具者救済互助會従業員労働争議
- 一、名 稱 不具者救済互助會九州支部
 - 二、所 在 地 門司市大里松原
 - 三、事業の種類 洋服（不具者再教育）
 - 四、資 本 金 なし（社會事業にして寄附を以て經營す）
 - 五、代 表 者 花 田 萬 吉
 - 六、従業員 數 二〇名（内女一名）
 - 七、争議参加員數 八名
 - 八、争議發生年月日 昭和十二年二月十七日
 - 九、同 解決年月日 即日解決
 - 十、發 生 原 因

二月十六日従業員が寄宿舎にて會飲したる處泥酔したる一名が事業主の自宅に趣き暴習を吐き其寄宿舎にて暴行を働きた

る爲前業主は教育部長花本武男を責任者として叱責したる處花本は辭職すべく決意し之の旨一回に發表したる結果従業員七名が待遇改善を理由に同情罷業をなしたるに因る

十一、要 求 事 項

- 1、寄宿生の人格を認められたし
- 2、副食物を改善せられたし
- 3、映画其他慰安方法を講ぜられたし

十二、經過並解決

同情したる従業員七名は翌十七日午前二時半花本と共に無断寄宿舎を脱出し花田の知人たる同町の石井某方に籠城罷業を決定したのである。

事業主に在りては目下冬枯にて収益少く衣服、ミシン機械等を入賃し居る状態にて従業員も單なる感情に刺戟されて罷業